

■第17回ミャンマー法整備支援本邦研修を実施しました。

令和元（2019）年10月21日（月）から同年11月1日（金）までの間、法務省赤れんが棟などにおいて、ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第17回本邦研修を実施しました。

ミャンマーに対する法整備支援プロジェクトは、ミャンマーにおける法の支配の確立やこれによる持続的な経済成長の促進を目的として、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、ミャンマーの連邦最高裁判所及び連邦法務長官府と共に実施しているプロジェクトであり、法務省はこれに協力しています。

ミャンマーでは、迅速かつ効果的な紛争解決のため、平成31（2019）年3月から、国内4か所の裁判所において調停の試験運用を開始しました。試験運用は順調に推移しており、今後、調停の更なる普及が検討されているため、調停制度の構築のほか、調停人の養成やそのための研修制度の構築などが課題となっています。

そこで、今回は、連邦最高裁判所職員、連邦法務長官府職員及び連邦議会議員等の合計16名を日本に招き、調停制度をテーマに研修を実施しました。



【参加者と一緒赤れんが棟を背景に記念撮影】

研修では、日本や海外（モンゴル等）の知見を踏まえた調停制度を構築する際の留意点、調停人に求められる資質や当事者との対話技術、調停人養成のための研修カリキュラムに盛り込むべき事項などに関する講義、模擬調停事例の検討、ミャンマーにおける調停の試験運用の現状や今後の課題に関するミャンマー側参加者の発表などを実施したほか、東京簡易裁判所墨田庁舎を訪問しました。

講義では、多くの参加者が、日本の調停手続における調停人の役割、調停人の資格や選任・養成方法、調停制度を国民に普及させる方法などに関して、活発に質問していました。また、模擬調停事例の検討では、参加者が調停人及び当事者役となって積極的に取り組んでおり、検討後、調停人役となった参加者は、調停人が当事者との対話技術を身につける必要性を直に感じた旨の感想を述べていました。



【吉野孝義先生（大阪大学大学院客員教授・弁護士 元裁判官）による講義風景】



【稲田龍樹先生（弁護士 元裁判官）による講義風景】



【稲葉一人先生（中京大学法務総合教育研究機構教授 元裁判官）による講義風景】



【修了式後の記念撮影】

参加者からは、「調停人養成のための研修を考える上で有益なことをたくさん学ぶことができた。」「ミャンマーにおける今後の調停制度を考える上で、日本をはじめとした海外の調停制度やその歴史は大変参考になった。」などといった感想が聞かれました。

本研修に多大なる御協力をいただいた講師の方々、訪問先機関の方々を始め関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。